

～すべての人々のための社会・生活基盤の構築～

第1 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子育てに係る支援策を充実させるなど、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

1 待機児童の解消などに向けた取組 5,310億円(4,919億円)

(1) 待機児童解消策の推進など保育の充実 4,612億円(4,304億円)

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大(約7万人)を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育(保育ママ)(1万人→1.3万人)、延長保育(58.0万人→60.2万人)、休日・夜間保育(休日:10万人→11万人、夜間:224箇所→252箇所)、病児・病後児保育(延べ143.7万人→延べ171.8万人)などの充実を図る。

(2) 放課後児童対策の充実 317億円(308億円)

保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブが利用できるよう、箇所数の増(26,310箇所→27,029箇所)を図る。

(3) 地域の子育て支援の充実(一部重点) 344億円(307億円)

すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業を推進するため、市町村に交付金を交付する。

特に、地域の子ども・子育て支援の機能強化を図るため、地域子育て支援拠点事業について、子育て家庭が多様な事業や給付の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの利用者支援を行うとともに、世代間交流や地域ボランティアとの協働など地域との協力体制を強化した「地域機能強化型」を創設する。

また、一時預かり事業について、子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設する。

(4) 児童福祉施設などの災害復旧に対する支援(復興(復興庁計上)) 37億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 児童手当制度

1兆4,311億円(1兆4,585億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給に必要な額を確保する。

3 児童虐待・DV 対策、社会的養護の充実

989億円(963億円)

(1) 児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実

932億円(915億円)

① 児童虐待防止対策の推進

児童相談所などの専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、未成年後見人制度の普及促進などを図る。

② 家庭的養護の推進

家庭的養護への転換を図るため、里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、既存の建物の賃借料の支援（月額10万円）により小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などでの養護を推進する。

③ 被虐待児童などへの支援の充実

児童家庭支援センターなどにより、在宅の子どもや保護者の虐待などに関する相談・支援を行うとともに、児童養護施設の心理療法担当職員の配置の推進、母子生活支援施設の特別生活指導費加算や保育士配置の充実を図る。

④ 要保護児童の自立支援の充実【一部新規】

児童養護施設などの措置を延長した大学進学者などに対して、入学時の支度費を含め、特別育成費を支給するとともに、措置解除時に自立生活支度費などを支給する。また、中卒・高校中退などの児童にも、自立に役立つ資格取得に必要な経費を支給する。

(2) 児童養護施設などの家庭的養護への転換を図るための施設整備の充実(一部重点) **36億円(27億円)**

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を強力的に推進するため、各都道府県で策定する小規模化などの計画に基づく施設整備を評価した上で、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などの整備を重点的に支援する。

(3) 配偶者からの暴力(DV)防止 **43億円(43億円)**

配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所などで行う相談、保護、自立支援などの取組を推進する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,917億円(1,880億円)

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援などの推進 **39億円(37億円)**

母子家庭の母などへの就業支援、養育費の確保や面会交流の支援など総合的な自立支援施策を推進する。また、高等技能訓練促進費等事業などについて、新たに父子家庭の父を対象に加える。

(2) 自立を促進するための経済的支援 **1,853億円(1,819億円)**

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当を支給する。また、母子家庭などの自立を促進するため、技能取得などに必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

(3) 女性の就業希望の実現(再掲・34ページ参照) **24億円(23億円)**

5 母子保健医療対策の推進

262億円(271億円)

(1) 不妊治療などへの支援【一部新規】 **94億円(105億円)**

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に必要な費用の

一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、不育症に悩む人への相談体制の充実を図る。

また、離島振興法の改正に伴い、離島に居住する妊婦の健康診査を受診するための交通費などの支援を行う。

(2) 小児の慢性疾患などへの支援

165億円(164億円)

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成を図るため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する(小児慢性特定疾患治療研究事業)。なお、難病対策に係る検討(75ページ参照)と併せ、当該事業の在り方について、予算編成過程で検討する。

また、未熟児の養育医療費の給付などを行う。

6 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲・34ページ参照)

78億円(92億円)

第2 「全員参加型社会」の実現に向けた雇用・生活安定の確保

分厚い中間層の復活を目指し、労働市場への「参加保障」の理念により、できる限り多くの人が働きがいのある人間らしい仕事ができるよう、若者の安定雇用の確保、女性の活躍促進、障害者・高齢者の就労促進、成長分野などでの雇用創出、人材の育成の推進、就職困難者などすべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築、震災復興のための雇用対策により、「全員参加型社会」の実現を図る。

1 働く「なでしこ」大作戦の推進(女性の活躍促進による経済活性化)

187億円(149億円)

(1) 女性の活躍促進のための営業大作戦の本格実施【一部新規】

6.6億円(5.7億円)

企業のポジティブ・アクションの取組を促進するため、「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」の本格実施により、企業に直接働きかける。また、専用ポータルサイトでの開示などによる女性の活躍状況の「見える化」を促進するとともに、企業の労使で男女の均等度合いを把握してポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくり(格差の見える化)や、メンター(※1)やロールモデル(※2)の確保・育成が困難な企業がネットワークをつくることによる女性の相互研鑽、研修などを行う仕組みづくりを支援する。

※1 メンター：後輩から相談を受け、その問題をサポートする人物

※2 ロールモデル：豊富な職務経験を持ち模範となる人物

(2) 女性の就業希望の実現

24億円(23億円)

子育て中の女性などがその能力を發揮できる職場を確保できるよう、実施拠点を拡充するなど、マザーズハローワーク事業の一層の強化などを図る。

(3) 仕事と育児の両立支援策の推進【一部新規】

78億円(92億円)

仕事と育児の両立を実現するため、育児・介護休業法の周知徹底、期間雇用者の育児休業や短時間勤務の取得などに関する好事例の収集・普及などを行うとともに、両立支援に取り組む事業主などへの助成を行う。また、イクメンプロジェクトの拡充などにより、男性の育児休業の取得を促進する。

なお、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金については、平成24年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、助成内容や支給要件などの抜本的見直しを行う。

(4) 仕事と介護の両立支援策の推進【新規】 **52百万円**

労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進するため、企業向けの両立支援対応策モデルを構築し、その周知を図るとともに、両立支援制度や両立モデルなどを内容とする労働者向けハンドブックの作成、シンポジウムの開催などを行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成24年6月～7月実施）の提言関連

(5) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進【一部新規】
(再掲・43ページ参照) **16億円(25億円)**

(6) 改正労働契約法などの円滑かつ着実な施行(有期労働契約に関する新たなルールなどの円滑な実施)(再掲・44ページ参照) **3.8億円(3.4億円)**

(7) 有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)の推進【新規】
(再掲・43ページ参照) **58億円**

2 「全員参加型社会」の実現

1,071億円(989億円)

(1) 「若者雇用戦略」の推進(若者の安定雇用の確保) **359億円(317億円)**

① 大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進(一部復興(復興庁計上))

106億円(112億円)

大学などの未就職卒業者を減少させるため、ジョブサポーターの全校担当制や、大学などへのジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談の強化を図るとともに、中小企業団体・ハローワーク・大学等間の連携強化・情報共有化などにより、関係省庁一体となって新卒者・既卒者に対する就職支援を促進する。

なお、被災地域の就職環境が厳しい状況にあることから、ジョブサポーターを活用し、被災新卒者などの就職の促進を図る。

② 若者と中小企業とのマッチングの強化(「若者応援企業」宣言の実施)【新規】

2.7億円

中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業

による「若者応援企業」宣言を行う仕組みを構築する。

また、若者応援企業を集めた面接会の実施、ジョブサポーターによる定着支援などを行う。

③キャリア教育の推進 **28百万円(14百万円)**

教育行政と連携しながらキャリア・コンサルティングの手法を活用し、中学、高校、大学などの段階ごとに、キャリア教育を効果的に指導できる専門人材を養成する。

また、若者雇用戦略に基づき設置される「地域キャリア教育支援協議会」への労働局や公共職業能力開発施設の参画などにより、地域の人材ニーズに基づいたキャリア教育を推進する。

④キャリア・コンサルティングの活用促進 **1.4億円(1.3億円)**

キャリア・コンサルタントの体系的な養成や質の向上を図るため、キャリア・コンサルタントの指導者養成などを行うとともに、キャリア・コンサルタントについての情報提供体制を整備し、キャリア・コンサルティングの活用を推進する。

⑤フリーターなどのキャリア形成・正社員転換などの支援 **104億円(65億円)**

わかものハローワークなどで、若者雇用支援の専門員による個別指導、トライアル雇用やジョブ・カードを活用した有期実習型訓練により、フリーターなどの就職支援、キャリア・アップを促進する。

また、非正規雇用で働く労働者のキャリア・アップ（正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など）に取り組む企業に対して、ハローワークを中心に、総合的な支援を行う。

⑥ジョブ・カード制度の推進【一部新規】 **95億円(105億円)**

公共職業訓練や求職者支援訓練でのジョブ・カードの活用促進や、ジョブ・カードを採用面接の応募書類として活用する「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓、学生用ジョブ・カードの活用の好事例の収集・普及などにより、ジョブ・カードを取得した訓練受講者などの円滑な就職を促進する。

⑦ニートなどの若者の職業的自立支援の強化 **34億円(20億円)**

ア 地域若者サポートステーションの拡充 **18億円(20億円)**

地域若者サポートステーション（サポステ）の設置拠点の拡充（115カ所→140カ所）や積極的な周知により、ニートなどの若者の職業的自立支援を強化する。

イ サポステ・学校連携推進事業【新規】(重点) 16億円

サポステと学校の連携体制を構築し、新たに在学生に対するアウトリーチ（訪問支援）を行う。また、切れ目のない支援を行えるよう、サポステと学校などが中退者情報を共有し、中退者の支援を強化する。

⑧高校中退者などに対する学卒者訓練の受講支援【新規】 1.2億円

就業意欲のある高校中退者や中卒者の職業訓練の機会を確保するため、高校中退者などに対する学卒者訓練の受講支援を行う。

(2)働く「なでしこ」大作戦の推進(女性の活躍促進による経済活性化)(再掲・34ページ参照) 187億円(149億円)

(3)障害者の就労促進(障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現) 226億円(219億円)

①障害者権利条約の批准などに向けた障害者雇用促進制度の見直し【一部新規】

41百万円(11百万円)

障害者権利条約の批准などに対応するため、労働政策審議会の議論を受けて、労働・雇用分野での障害を理由とする差別の禁止、職場での合理的配慮の提供を確保するための措置など、障害者雇用促進制度の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

②中小企業への支援などの強化や、地域の就労支援力の更なる強化【一部新規】

88億円(82億円)

職場実習の促進を図るための事業の実施などによる中小企業への支援や、法定雇用率引き上げに対応するための雇用率達成指導の強化を行う。

また、雇用と福祉の連携のための「障害者就業・生活支援センター」の拡充・機能強化を図る。

③障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化【一部新規】

36億円(30億円)

ハローワークでの精神障害者、発達障害者、難病患者に対する就職支援体制の充実を図る。

また、医療機関での精神障害者の就労支援の取組・連携を促進するためのモデル事業を実施する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成24年6月～7月実施）の提言関連

④障害者の職業能力開発支援の充実【一部新規】 **54億円(55億円)**

平成 24 年 6 月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、委託先開拓のための委託費単価の見直し、担当者制で一貫して支援を行う職業訓練コーチへの支援体制の集約化などを行い、委託訓練の充実を図る。

また、障害者に対する指導技法の開発・実務演習などを行うとともに、都道府県が中心となって、地域の関係機関との連携・協力体制を構築することにより、障害者職業訓練の強化を図る。

(4)高齢者の就労促進(「生涯現役社会」の実現) **298億円(305億円)**

①年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進【新規】 **105億円**

年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援を充実するとともに、高齢期にさしかかった段階で、高齢期の生き方を見つめ直すことを奨励するなど、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る運動を実施する。

②高齢者などの再就職の援助・促進【一部新規】 **35億円(22億円)**

高齢者が安心して再就職支援を受けられることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に係る支援や担当者制による就労支援を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。

③高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大 **133億円(124億円)**

シルバー人材センターの活用などにより、定年退職後などの高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。

(5)治療と職業生活の両立支援の推進 **40百万円**

①疾病を抱える労働者に対する就労継続支援【新規】 **13百万円**

疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立の支援を図るため、企業や医療機関向けの就労継続支援の手引の作成、企業からの相談体制の整備などの取組を行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成 24 年 6 月～7 月実施)の提言関連

②長期にわたる治療などが必要な疾病を抱えた求職者に対する就職支援【新規】

27百万円

ハローワークと医療機関などとの連携体制の構築に向け、ハローワークに専門的就職支援ナビゲーターをモデル的に配置するなど、長期にわたる治療などが必要な疾病を抱えた求職者の就職支援を行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成 24 年 6 月～7 月実施)の提言関連

3 成長分野などでの雇用創出、人材の育成の推進

2,460億円(2,825億円)

(1) 成長分野などでの雇用創出の推進 135億円(54億円)

①都道府県による産業政策と一体となった雇用創造の支援の抜本的な強化(「地域雇用創造総合プログラム」の創設)【新規】(一部重点) 56億円

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、製造業などの戦略産業を対象として産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する。また、雇用創造に向けた取組への準備が必要な地域については、必要な支援により地域の雇用創出力を強化する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

②成長分野での積極的な雇用創出・人材育成・就職支援【新規】 3.8億円

日本の「雇用をつくる」人材(グローバルな視点をもって仕事をして成果を出せる人材、創業・起業や新事業展開を支える人材など)を確保・育成していくために、人材像の明確化や、確保・育成の手法について開発を行う。

また、主要ハローワークで、成長分野への事業展開などを行う企業に対する人材確保や人材育成の支援、求人・求職のマッチングなどを強化する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

③成長分野などの中小企業による魅力的な職場づくりの取組の支援【新規】 44億円

働きやすく、働きがいのある魅力的な職場づくりを進めるため、先駆的な事例を集めたケースブックの作成・普及、新たな助成金の創設など、中小企業が行う雇用管理の改善の取組への総合的かつきめ細かな支援を行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

④介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化(一部後述・46ページ参照)

31億円(54億円)

人材不足が深刻化する介護・医療・保育職種の人材確保に向け、主要ハローワークの「福祉人材コーナー」の運営体制の拡充を図るなど、福祉分野の職種を希望する方々に対する支援を強化する。

また、介護・医療現場での勤務環境の改善に向けた取組を推進する。

(2) 成長分野などでの人材育成の推進 **2,122億円(2,589億円)**

① 成長分野・ものづくり分野での離職者訓練や在職者訓練の推進(一部復興(復興庁計上)) **2,080億円(2,582億円)**

離職者に対して、民間教育機関などを活用し、被災地の求職者への対応も含め、介護、情報通信、環境・エネルギー分野などの成長分野の実践的な公共職業訓練や求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者に対する就職支援を強化する。また、地域や産業ニーズに基づき、ものづくり分野の公共職業訓練を実施する。

さらに、在職者に対して、業界団体などと連携し、成長分野へ展開を図る企業の人材育成に資する訓練カリキュラムを開発し、これを基に在職者訓練を実施する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

② 長期の訓練コースの開発・設定【新規】 **8.7億円**

公共職業訓練で、関係省庁と連携し、成長分野などでの中核人材育成などを可能とする長期の訓練コースの開発や積極的な設定を進める。

③ ものづくり立国の推進【一部新規】 **42億円(6.2億円)**

企業OBなどの優れた技能者(ものづくりマイスター(仮称))が実技指導などを行う「若年技能者人材育成支援等事業(仮称)」により、技能競技大会参加者の拡大や若年技能者のスキルアップ、効果的な技能の継承などの支援を行う。

また、熟練技能者の技能について、文書や映像などで保存するとともに、優れた技能を紹介するイベント・ものづくり体験教室の開催や、卓越した技能者への表彰を行う。

④ 新事業展開地域人材育成支援事業の推進 **1億円(1億円)**

地場産業が集積する地域の業界団体など(事業協同組合など)が教育訓練機関と連携し、これまで培ってきた技能・技術を活かし新たな事業展開を図る企業に対し、必要となる技能の付与を行うための教育訓練カリキュラムの開発・教育訓練の実施などの人材育成支援を行う。

(3) 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進 **203億円(182億円)**

① 労働者・企業に対する職業能力開発への支援【一部新規】 **123億円(95億円)**

ア 政策課題に沿った人材育成への支援 **115億円(91億円)**

事業主が労働者に対して職業訓練を実施する場合などに必要な経費などの助成を行うキャリア形成促進助成金を、政策課題(若年者、グローバル人材、成長分野やものづくり分野の人材育成など)に沿った訓練に重点助成する。

また、非正規雇用で働く労働者の人材育成については、その抜本的な強化に向け

た検討の結果に基づいた新たな取組を推進する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成 24 年 6 月～7 月実施）の提言関連

イ 中小企業などでのキャリア形成支援【一部新規】 **8.4 億円(4.1 億円)**

キャリア・コンサルタントの派遣などにより、非正規雇用や中小企業の若年労働者がキャリア・コンサルティングを受けられるようにするとともに、計画的な人材育成のための助言など中小企業への総合的な支援を強化する。

また、ワーキングホリデーなどの海外経験を希望する若者に対して、キャリア・コンサルティングなどによりキャリア形成を支援する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成 24 年 6 月～7 月実施）の提言関連

②キャリア・コンサルティングの活用促進(再掲・36ページ参照) **1.4 億円(1.3 億円)**

③ジョブ・カード制度の推進(再掲・36ページ参照) **95 億円(105 億円)**

④職業能力評価基準の整備・活用促進 **1.8 億円(2.5 億円)**

職種ごとに必要な能力要件を明確化した職業能力評価基準の策定・改訂を推進し、業界ごとの実情に基づいて人材育成・評価のためのツール（キャリアマップ、職業能力評価シート）の開発・導入を進めながら、社内検定や業界検定につなげるなど、職業能力評価基準の一層の活用を図る。

⑤技能検定制度の整備 **10 億円(14 億円)**

産業技術の高度化などに対応した検定基準・課題の見直し、社会的ニーズに基づいた検定職種の作業など見直しとともに、国、都道府県、職業能力開発協会や関係団体との連携強化や民間機関の活力の活用促進により、技能検定制度の整備を進める。

4 重層的なセーフティネットの構築

3,882 億円(4,326 億円)

(1)生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の抜本強化(「生活保護受給者等就職実現プロジェクト(仮称)」の創設)【新規】(一部重点)

100 億円

「生活保護受給者等就職実現プロジェクト(仮称)」を創設し、生活保護受給者やポ

一ダ一層など、生活困窮者を広く対象に、自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備し、早期支援を徹底するなど、就労支援を抜本的に強化する。

また、これに併せ、対象者の課題に応じた能力開発などの支援施策の充実を図る。

(2) 公共職業訓練、求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を通じた能力開発や訓練機関とハローワークとの連携を通じた就職支援(一部復興(復興庁計上))(一部前述・40ページ参照) 2,073億円(2,572億円)

被災地の求職者への対応も含め、就職のために能力の向上が必要な者に対し、公共職業訓練や求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を実施する。

労働局と都道府県などとの連携や訓練機関への巡回指導の強化を図るとともに、ハローワークの就職支援体制を強化し、きめ細かな就職支援を行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

※ 雇用保険制度(1/4)や求職者支援制度(1/2)の国庫負担金の本則復帰に係る経費については、予算編成過程で検討する。

※ 失業等給付費として、1兆7,732億円(1兆7,790億円)を計上。

5 震災復興のための雇用対策

1,123億円(876億円)

(1) 震災等緊急雇用対応事業の拡充(復興(復興庁計上)) 500億円

東日本大震災の被災者の当面の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに、全国各地に避難している被災者の帰還を支援するため、震災等緊急雇用対応事業の基金を積み増すとともに実施期間を延長する。

(2) 福島避難者帰還就職支援総合プロジェクト【新規】 8億円

自治体や経済団体から構成される協議会に対し、避難解除区域への帰還者の雇用促進に資する就職活動支援セミナーなどの支援事業を委託する。

また、福島県の市町村に対し助成金など雇用創出の支援ツールについて、市町村の実情に応じた活用方法の提案や、手続・運営などに関するアドバイスをを行う。

さらに、福島県外の避難者の就職支援体制を充実する。

第3 「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現

分厚い中間層の復活を目指し、就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して働くことができるよう、非正規労働者の働き方をめぐるルールの整備、ワーク・ライフ・バランスの実現、労働者が生涯を通じて安全で健康に働くことができる労働環境の整備などを推進し、「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現を図る。

1 「望ましい働き方ビジョン」の実現に向けて(非正規雇用労働者の雇用の安定・処遇の改善) 325億円(283億円)

(1) 有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)の推進【新規】

58億円

平成 24 年 3 月に策定した「望ましい働き方ビジョン」などに基づき、非正規雇用で働く労働者の企業内でのキャリア・アップを総合的に支援する。具体的には、正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに向けたガイドラインを策定するとともに、事業主のこれらの取組を促進する包括的な助成措置など、ハローワークによる指導援助体制を抜本的に強化する。併せて、非正規雇用の問題についての国民的議論を喚起する。

このほか、非正規雇用で働く労働者の人材育成については、その抜本的な強化に向けた検討の結果に基づいた新たな取組を推進する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成 24 年 6 月～7 月実施)の提言関連

(2) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進【一部新規】

16億円(25億円)

パートタイム労働法制の整備を進め、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成金の活用による支援、職務分析・職務評価の導入支援や雇用管理改善のモデル事業を実施する。

さらに、短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成金の活用による支援などを行う。

(3) 改正労働契約法などの円滑かつ着実な施行(有期労働契約に関する新たなルールなどの円滑な実施) 3.8億円(3.4億円)

改正労働契約法の改正内容の周知を行うとともに、有期労働契約から無期労働契約への円滑な転換が可能となるよう、無期転換の好事例の収集や社内制度化に向けた取組モデルの開発・普及を行う。

また、有期契約労働者を雇用する事業主に対し、労働基準法や「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」について、必要な指導などを行う。

(4) 今後の労働者派遣制度の在り方についての検討 69百万円(81百万円)

改正労働者派遣法や附帯決議などに基づき、期間制限・専門26業務の在り方や、登録型派遣・製造業務派遣・特定労働者派遣事業の在り方などについて検討する。

(5) 職業能力評価基準の整備・活用促進(再掲・41ページ参照)

1.8億円(2.5億円)

(6) 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵守の徹底(再掲・47ページ参照) 35億円(41億円)

(7) フリーターなどのキャリア形成、正社員転換などの就職支援の強化(再掲・36ページ参照) 104億円(65億円)

(8) ジョブ・カード制度の推進(再掲・36ページ参照) 95億円(105億円)

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

93億円(109億円)

(1) 過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し 10億円(12億円)

年次有給休暇の取得促進などのための各種ツールの開発・普及や、恒常的な長時間労働の実態にある業種や職種に重点化した長時間労働の抑制への対応など、労使の自主的な取組の支援を行う。

長時間労働の実態などに関する調査を実施し、必要な検討を行う。

(2) 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進

98百万円(52百万円)

看護師などの医療従事者の勤務環境を改善するため、医療労働に関する専門的な相談体制を拡充するとともに、医療機関などでの労働時間の管理の改善に向けた地域の取組体制を強化する。

(3) バス、トラック、タクシーの自動車運転者の長時間労働抑制【一部新規】

1.5億円(97百万円)

運輸事業の新規参入者に対し、国土交通省と連携して、労働基準関係法令などの講習を行う。また、国土交通省との都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善などに係る情報・意見交換を行う。

さらに、業界団体未加入の事業者を中心に、労働基準関係法令などの周知などを行う。

(4) 適正な労働条件下でのテレワークの推進、良好な在宅就業環境の確保など

67百万円(72百万円)

「在宅勤務ガイドライン」の周知、テレワーク相談センターでの相談の実施や、労務管理などに関するセミナーの開催により、適正な労働条件を確保しつつ、テレワークの普及促進を図る。

また、在宅就業を良好な就業形態とするため、在宅就業者や仲介機関など発注者を対象とした支援事業を実施する。

(5) 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲・34ページ参照)

78億円(92億円)

(6) 仕事と介護の両立支援策の推進(再掲・35ページ参照)

52百万円

(7) 疾病を抱える労働者に対する就労継続支援(再掲・38ページ参照)

13百万円

(8) 短時間正社員制度の導入・定着の促進(一部前述・43ページ参照)

97百万円(3億円)

短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成金の活用による支援などを行う。

3 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

83億円(77億円)

(1) 業種の特성에応じた労働災害防止対策の推進【一部新規】(一部前述・39ページ参照) 5.3億円(1.1億円)

労働災害の発生件数が多く、安全に対する意識の低い傾向にある第三次産業（小売業、社会福祉施設など）について、事業者に対するコンサルティングを実施し、安全に対する動機付け・意識高揚を図りつつ労働災害防止のための取組を推進する。

また、陸上貨物運送事業の荷役作業現場での墜落・転落防止のためのガイドラインの策定、指導や建設業の手すり先行工法や個人用保護具の普及により、墜落・転落災害の防止を図る。

(2) 復興工事に従事する労働者の安全確保(再掲・48ページ参照)【一部新規】 2.5億円(3億円)

(3) 東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策(再掲・48ページ参照) 5.1億円(6億円)

(4) 原発事故からの復旧・復興事業者の適正な放射線管理実施の指導(再掲・48ページ参照)【新規】 1.6億円

(5) 石綿ばく露防止対策の推進【一部新規】 15億円(15億円)

引き続き建築物などの解体作業での石綿ばく露防止対策の徹底を図るとともに、石綿含有製品の輸入などの禁止の徹底を図る。

また、改正が予定される労働安全衛生法による電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定や譲渡制度の円滑な施行を図る。

(6) 職場での化学物質対策の強化【一部新規】 9.9億円(8.9億円)

職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いた有害性評価を10年間で集中的に実施する。(「既存化学物質評価10ヵ年計画」)

(7) 職場でのメンタルヘルス対策の推進 33億円(36億円)

平成24年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、改正が予定される労働安全衛生法による小規模事業場などに対する面接指導の実施などを支援する。

また、事業場でのメンタルヘルス不調者の職場復帰支援について、モデルプログラムの策定などにより充実を図る。

(8) 職場での受動喫煙防止対策の推進 **12億円(7.4億円)**

職場での受動喫煙防止対策を推進するため、中小企業事業主に対する喫煙室設置に係る財政的支援を拡充する。

また、受動喫煙の有害性や対策の必要性についての周知、啓発を行う。

4 良質な労働環境の確保

71億円(74億円)

(1) 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵守の徹底 **35億円(41億円)**

雇用戦略対話での合意に基づき、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援を引き続き実施する。

また、最低賃金の遵守の徹底を図る。

(2) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備 **16億円(15億円)**

依然として高水準で推移し、また「いじめ・嫌がらせ」といった相談が増加するなど、複雑・困難化している個別労働紛争（個々の労働者と事業主との間での職場のトラブル）の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、総合労働相談コーナーの体制の強化を図る。

(3) 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備【一部新規】 **90百万円(72百万円)**

「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」などに基づき、この問題の予防・解決に向けて国民や労使に周知・広報を実施する。

また、労使がこの問題への取組を進める際に活用できる参考資料を作成するとともに、具体的な取組を促していくためのセミナーを開催する。

(4) 労働法制の基礎知識の普及促進 **50百万円(23百万円)**

若者を中心に事業所の法違反やトラブルによる早期退職を防止するため、労働法制の基礎知識の普及を図る。

また、個別労働紛争の未然防止・早期解決を図るため、労働者・事業者などに対し、

労働契約法などの労働関係法令の教育、情報提供などを実施する。

- (5) 義肢等補装具費支給制度の拡充【一部新規】** 86百万円(52百万円)
筋電電動義手など、義肢等補装具費支給制度の拡充を図る。

- (6) 労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上** 18億円(17億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業一掃対策を推進するとともに、口座振替制度の利用促進などにより、労働保険料の収納率の向上を図る。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして8,913億円(8,957億円)を計上。

※ 国家公務員の自律的労使関係制度の措置に伴う中央労働委員会の体制整備に必要な経費については、予算編成過程で必要に応じて措置を講ずる。

5 震災復興のための労働安全衛生対策 9.2億円(9億円)

- (1) 復興工事に従事する労働者の安全確保【一部新規】** 2.5億円(3億円)
被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じて職長、管理監督者などに対する安全衛生に関する教育・研修を支援する。

- (2) 東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策** 5.1億円(6億円)

東京電力福島第一原発での緊急作業従事者への被ばく防護措置などについて立入調査などによる適切な指導を行う。また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対する健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた緊急作業従事者に対し、がん検診などを実施する。

- (3) 原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導【新規】** 1.6億円

除染、復旧・復興作業などを行う中小零細企業の団体を通じて、適切な放射線管理の実施について指導を行う。

第4 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

生活困窮者の経済的困窮と社会的孤立からの脱却と貧困の連鎖の防止対策、自殺・うつ病対策、災害救助法による災害救助などにより暮らしの安心を確保する。

1 生活困窮者の経済的困窮と社会的孤立からの脱却、「貧困の連鎖」の防止

2兆9,704億円(2兆8,182億円)

- (1)生活困窮者支援体系の確立 210(うち重点142)億円(20億円)
- ①「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築など【新規】(重点) 55億円
平成24年秋を目途に策定される生活支援戦略(仮称)に基づき、「包括的」かつ「伴走型」の支援を実施する総合相談支援センター(仮称)の設置、多様な就労支援や生活支援事業など生活困窮者支援のモデル事業を行う。
 - ②生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の抜本強化(「生活保護受給者等就職実現プロジェクト(仮称)」の創設)【新規】(一部重点)(再掲・41ページ参照) 100億円
 - ③生活保護受給者への居住支援【新規】(重点)(再掲・50ページ参照) 5.6億円
 - ④ニートなどの若者の職業的自立支援の強化【一部新規】(一部重点)(再掲・36ページ参照) 34億円(20億円)
 - ⑤子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)(再掲・50ページ参照)
セーフティネット支援対策等事業費補助金256億円の内数
 - ⑥介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充(重点)【新規】 8.3億円
生活保護世帯の子どもが高校卒業後に介護福祉士養成施設などに就学を希望する場合に、現在の授業料などの修学資金に加えて、生活費の一部を貸付することにより、生活保護世帯の子どもの自立と生活の安定につながる資格の取得を支援する。
 - ⑦ひきこもりの人やその家族への支援【新規】(重点) 7億円
ひきこもりの人やその家族に対するきめ細かで継続的な相談支援や早期の把握が

可能となるよう、「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村によるひきこもりサポーター派遣事業を実施する。

(2) 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築

2兆9,319億円(2兆7,924億円)

①生活保護に係る国庫負担

2兆9,313億円(2兆7,924億円)

生活保護を必要としている人に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に必要な経費を確保する。

また、平成24年秋を目途に策定される生活支援戦略(仮称)に基づき、生活保護受給者の状況に応じた自立の助長を一層図るとともに、給付の適正化などを徹底する観点から生活保護制度の見直しを実施する。

※ 生活保護基準の検証・見直しの具体的内容については、予算編成過程で検討する。

②生活保護受給者への居住支援【新規】(重点)

5.6億円

生活保護受給者の地域での自立した生活を支援するため、民間団体などを活用して生活支援の見守りを行い、併せて居住支援の一環として代理納付(自治体が受給者に代わり家賃を納付する形での現物給付の仕組み)を積極的に促進することで、住まいの選択肢を拡大する。

③子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)【一部新規】

セーフティネット支援対策等事業費補助金256億円の内数

「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援などを実施するとともに、生活保護世帯の子どもが日常生活上の支援を受けられる居場所の確保や就労体験の機会を提供する。

2 自殺・うつ病対策の推進

65億円(51億円)

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備(再掲・86ページ参照) 7.5億円(7.9億円)

(2) 認知行動療法の普及の推進(再掲・87ページ参照) 1億円(98百万円)

(3) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援

3. 2億円(3. 3億円)

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化などにより、うつ病対策、依存症対策などの精神保健的な取組を行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師などとの連携の強化による自殺対策の向上を図る。また、自殺未遂者や自死遺族などへのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。さらに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

(4) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成

33億円(37億円)

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する方々に対するうつ病の基礎知識、診断、治療などに関する研修や地域でのメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健などに関する研修を行うことなどにより、地域の各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、メンタルヘルス不調の発生防止のため、職場でのストレスなどの要因に対して適切な対応が実施されるよう、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からない事業者などに対し支援を行う。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備(再掲・87ページ参照)

1. 1億円(1. 1億円)

(6) 被災地心のケア支援体制の整備(復興(復興庁計上))(再掲・88ページ参照)

18億円

3 災害救助法による災害救助など

683億円(494億円)

(1) 災害救助法による災害救助(復興(復興庁計上))

648億円(494億円)

東日本大震災による被災者の方々に供与している応急仮設住宅の延長などに伴う経費を負担する。

(2) 社会的包摂ワンストップ相談支援事業の継続実施(復興)

16億円

東日本大震災発災後、生きにくさ、暮らしにくさを抱える方々が、いつでもどこで

も相談でき、誰でも適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、問題を抱える方々の悩みを傾聴するとともに、各種支援策や実施機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援を行う「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を継続実施する。

(3) 福祉避難所の設置促進【新規】(復興) **19億円**

災害時に災害時要援護者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し一定の配慮が行われる福祉避難所について、市町村で円滑にその指定や運営が行われるよう、設置計画の作成のための協議会の開催、災害発生を想定した運営訓練や、福祉避難所として必要な備品、消耗品などの購入経費について、短期間に重点的に財政措置を行う。

4 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

354億円(382億円)

(1) 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金の継続(支給事務費) **99百万円**

戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金について、現行の特別給付金国債が最終償還を迎えることから、国として改めて特別の慰藉を行うこととし、継続して支給する。

(2) 戦没者慰霊事業などの推進 **21億円(22億円)**

戦後 70 周年にあたる平成 27 年度に向けて、未だ特定に至っていない抑留中死亡者の資料の入手や旧ソ連地域の遺骨帰還事業などを民間団体などの協力も得ながら集中的に実施するほか、硫黄島からの遺骨帰還のための特命チームの定めた「遺骨帰還プラン」に沿って、硫黄島での遺骨帰還事業を引き続き実施するなど、すべての地域で可能な限り速やかに遺骨が御帰還できるような取組などを推進する。

(3) 中国残留邦人等の援護など **110億円(112億円)**

中国残留邦人等への支援策を着実に実施するほか、戦没者などの援護関係資料について、先の大戦に関する歴史的資料でもあることから、後世への伝承や広く国民や研究者などが利用できるよう、国立公文書館へ移管するための取組を行う。

また、介護サービスを必要とする永住帰国者が円滑に介護や援護の制度を利用でき

るよう、全国を7つのブロックに分けて、各ブロック内に介護コンサルタント（仮称）を配置し、介護関係者などへの研修などを実施する自治体を支援する。

第5 信頼できる年金制度に向けて

公的年金制度は国民の老後の安定した生活を支えるセーフティネットであり、持続可能で安心できる年金制度の構築に向け、基礎年金国庫負担2分の1を維持する。また、国家プロジェクトである年金記録問題の解決に向けた取組を進める。

1 持続可能で安心できる年金制度の運営

10兆7,525億円(8兆945億円)

消費税引上げ分を償還財源とするつなぎ公債（年金特例公債）の発行により確保される財源を活用して、基礎年金国庫負担割合2分の1の維持を図る。

2 年金記録問題への取組

737億円(944億円)

(1) 紙台帳とコンピュータ記録との突合せの促進

452億円(660億円)

被保険者の方々について、紙台帳などとコンピュータ上の年金記録の突合せを全件行うとともに、平成24年度中に突合せを終える年金受給者の方々を含め、その結果について必要なお知らせなどを進める。

(2) ねんきんネットを活用した年金記録の確認・記録問題の再発防止

21億円(22億円)

年金記録をより手軽に確認できるよう、ねんきんネットを活用した「e-年金通帳」を開始するとともに、スマートフォンでの利用を可能にするなどの充実を図る。また、インターネットを活用できない方のために、「e-年金通帳」の印刷交付サービスなどを推進する。

また、被保険者の方々などの届書や年金記録の正確性を確保し、新たな記録問題の発生を防ぐため、ねんきんネットを活用して届書作成を支援するなど、機能の充実を図る。

※ 平成 25 年 1 月より、未だ持ち主が見つからない記録について、ねんきんネットでの検索ができるようにするとともに、市町村・郵便局などの協力を得て、年金記録の確認を呼びかけるキャンペーンを推進する。

(3) その他必要な記録問題対策の推進など **264億円(262億円)**

厚生年金基金の加入員記録と厚生年金の被保険者記録との突合せや基礎年金番号の重複整理など、記録問題解決に向けた取り組みを行う。

3 厚生年金保険や国民年金の適用・保険料収納対策の取組強化
37億円(8.9億円)

年金制度の安定的な運営と負担の公平を確保するため、厚生年金保険の未適用事業所の加入促進対策や、国民年金の保険料納付率を向上させる対策の取組強化を図る。

4 日本年金機構が行う公的年金事業に関する業務運営
(一部前述・上記(2・3)参照) 3,262億円(3,375億円)

日本年金機構で、国家プロジェクトである年金記録問題の解決に向けた取組を引き続き促進するとともに、将来の無年金・低年金者の発生を防止するための後納制度の円滑な実施、サービスの質の更なる向上や相談体制の拡充を行い、効率的かつ公正透明な事業運営に取り組む。

※ 過去の年金国庫負担繰り延べの返済、年金保険料の事務費への充当の解消については、予算編成過程で検討する。